

第2章 学校における防災の考え方

1 学校防災の意義

学校は、児童生徒等の学習の場であり、地域住民との交流など多様な活動の場となることから、安全な教育環境が維持されるとともに、児童生徒等の安全が確保されることが重要です。

特に、大規模自然災害時には、多数の被災者が学校に避難し、学校は避難所としての対応を求められることから、日頃からの市町等との連携や、地域に開かれた学校づくりを推進していく必要があります。

平成21年に施行された「学校保健安全法」では、学校安全計画の策定・実施、危険等発生時対処要領の作成、関係機関等との連携など、学校安全に関して各学校において共通に取り組むべき事項が規定されました。また、三重県では、「自助」、「共助」、「公助」の理念の下、みんなで力をあわせて防災対策を総合的かつ計画的に推進することをめざして、同年に「三重県防災対策推進条例」を制定しました。

しかしながら、平成23年3月に発生した東日本大震災が学校現場に与えた衝撃は大きく、改めて学校防災の在り方を考え直す機会となるとともに、防災教育及び防災対策の重要性が再認識されました。

学校における防災の取組は、児童生徒等の災害対応能力の向上に関する事、児童生徒等の安全確保に向けた環境の充実に関する事及び、これらを推進する体制整備に関する事に整理できますが、自然災害から児童生徒等の命を守り、安全で安心な教育環境を形成していくため、これらを適切に推進し、防災教育及び防災対策を一層充実していくことが望まれます。

2 学校における「防災の日常化」

近い将来に発生が危惧される南海トラフ地震や、年々、勢力を増す台風、激化する集中豪雨など、「必ず起こる」災害に備えるため、学校における防災の取組の着実な実施を通じて、防災教育や防災対策を特別な活動と考えるのではなく、日々の学校生活と一体で密接不可分なもの、いわゆる学校における「防災の日常化」を、できるかぎり早期に実現する必要があります。そのめざす姿は下記のとおりです。

めざす姿①

東日本大震災等を機に高まった児童生徒等や教職員の防災意識がさらに向上し、日頃の行動に結びついている。

めざす姿②

防災の視点が様々な教育活動に取り入れられ、防災の取組が学校で当たり前のように行われている。

めざす姿③

地域等と連携した防災の取組により、災害に強い学校づくりが進み、将来に引き継がれている。

【参考】

○三重県防災対策推進条例（平成 21 年 3 月 25 日公布・施行）

（前文）

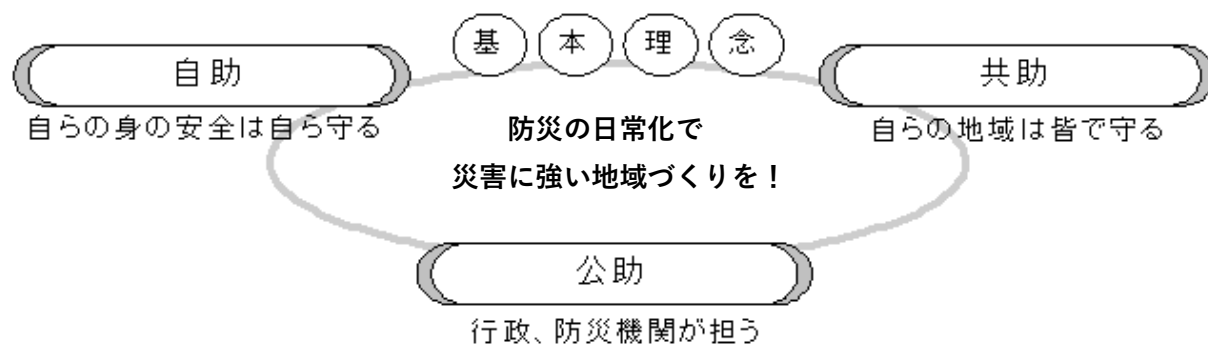
三重県では、これまで伊勢湾台風等の風水害及び大規模な地震災害により、多くの尊い人命、財産が失われてきた。さらに近年にあっては、東海地震、東南海地震、南海地震等の大規模地震の発生の可能性が高まるとともに、全国的に台風、異常気象による集中豪雨等に伴う風水害が多く発生し、県内においても被害が発生している。

もとより、地震対策を始めとする防災対策は、着実に進められてきたところである。しかし、人々の防災意識は風化しがちであることに加え、高齢者等の災害時要援護者の増加、家族形態の変化及び地域の結び付きの希薄化等による地域防災力の低下、孤立地区に関する問題等解決すべき課題は多く、災害に対する備えはいまだ万全とは言えない。

このような状況にかんがみて、自らの身の安全は自ら守る「自助」、自らの地域は皆で守る「共助」並びに県、市町及び防災関係機関が担う「公助」の理念に基づいて、県民、自主防災組織、事業者及び県がそれぞれの責務を、市町がその役割を積極的に果たしていくことが必要であり、災害時に地域がどのような被害を受けるのか、また災害を乗り越え、どのような地域づくりを行っていくのかを、それぞれが事前に考え、防災対策を進めていくことが重要である。

ここに、三重県はこれまで地震対策ではぐくんだ「自助」、「共助」及び「公助」の理念の下、地震災害のみならず、風水害その他の自然災害及びこれらの複合型災害にも対応できる地域社会の実現を図るため、県民、自主防災組織、事業者、市町、防災関係機関及び防災ボランティアその他防災対策を実施する団体と共に力を合わせて、防災対策を総合的かつ計画的に推進することを決意して、この条例を制定する。

《三重県防災対策推進条例の基本理念》



○災害対策基本法における災害・防災の定義

- ・災害（第 2 条第 1 号）・・・暴風、竜巻、豪雨、豪雪、洪水、崖崩れ、土石流、高潮、地震、津波、噴火、地滑りその他の異常な自然現象又は大規模な火事若しくは爆発その他その及ぼす被害の程度においてこれらに類する政令で定める原因_※により生ずる被害をいう。

※政令で定める原因：「放射性物質の大量の放出、多数の者の遭難を伴う船舶の沈没その他の大規模な事故とする。」（災害対策基本法施行令第 1 条）

- ・防災（第 2 条第 2 号）・・・災害を未然に防止し、災害が発生した場合における被害の拡大を防ぎ、及び災害の復旧を図ることをいう。